

生協利用代金支払規則

第1条 目的

この規則はあいち生活協同組合（以下「組合」という）の組合員が利用した商品・サービス等の代金支払（以下「代金」という）について定めたものである。

第2条 支払方法

- 1、代金の支払は、原則口座振替とします。購入配達時にお届けする請求明細書にて、請求金額と振替日を通知し、口座振替を行います。
- 2、口座振替の登録が手続き中の場合、組合は振込みによる支払を認めます。うちよ銀行専用払込票を郵送し、入金期日までに振込んで頂きます。
- 3、口座振替の登録が未申請の方、または希望により、コンビニ専用払込票による振込みを認めます。コンビニ専用払込票を郵送し、入金期日までに振込んで頂きます。この場合の振込み手数料は組合員負担とさせていただきます。
- 4、組合が、一般に家庭で消費する限度を超えると判断した注文がなされた場合等組合が無条件で供給することを不相应と判断した場合、商品お届け前の支払請求を行うことができます。

第3条 新規加入時の利用限度額について

- 1、新規利用開始から3ヶ月以内の組合員については1回の利用金額の上限は2万円以内とします。ただし、組合が認めた場合については、限度額を超えた利用を受け付ける事ができます。

第4条 支払期日に支払がなかった場合

- 1、第2条1項（口座振替による支払方法）に該当する組合員が、残高不足等により振替ができなかった場合は、組合は郵送するコンビニ専用払込票にて組合員に通知し、入金期日までに振込んで頂きます。この場合の振込み手数料は組合員負担とします。
- 2、第2条2項に該当する組合員が期日（請求処理日）までに振込みがなかった場合は、次回の振替日に代金を合算して振替します。
- 3、第2条3項に該当する組合員が、生協指定日に、生協が郵送した払込票で振込みがなかった場合は、組合は代金を合算して再度、郵送するコンビニ専用払込票にて組合員に通知し、入金期日までに振込んで頂きます。この場合の振込み手数料は組合員負担とします。
- 4、第2条4項に該当する組合員が生協指定日までに支払確認が取れない場合は、供給停止の措置を講ずることができます。

第5条 支払不履行による利用の停止について

- 1、組合指定の期日までに支払が滞った組合員に対して組合は、注文受付と注文書発行の停止を行います。さらに組合が必要と認めた時は、注文受付済みの商品

の配達を停止する事ができます。

- 2、注文の受付と注文書の発行を停止した組合員が、その後、振込みを行った場合でも過去の遅延回数やその内容によっては、組合の指定する長期間の利用制限と停止を行う場合があります。

第6条 支払が遅延した場合

- 1、前条に該当する組合員は、組合に求められれば1週間以内に支払期日と支払い金額を約した誓約書を組合に提出しなければなりません。尚、支払い方法については、コンビニ専用払込票での振込み、指定口座への振込みとします。
- 2、第4条各項の支払期日から1ヶ月以上経過しても支払がない場合や、誓約書の提出がない場合、誓約書に記された期日に支払われない場合、組合はその状況に応じて以下の措置をとることができます。
 - (1) 組合は、法的手続きを含めた措置をとることが出来ます。尚、法的手続きに要した費用は組合員の負担とします。
 - (2) 組合は、債権管理会社への回収業務の委託が出来るものとして、この場合、組合は債権管理会社に必要な情報を提供し、債権管理会社から必要な情報を受取ることが出来ます。
 - (3) 組合は、債権管理会社への回収業務の委託した場合、組合員名義の出資金と代金を相殺する場合があります。
 - (4) 組合は、債権管理会社への回収業務の委託をして、代金の支払が完済された場合でも、組合の定款第12条に基づき、当該組合員を「除名」することが出来ます。

第7条 管轄裁判所

組合と組合員間の本支払規則に基づく法的処置に関する裁判及び調停の管轄は、組合本部所在地を管轄する裁判所とすることに、組合と組合員双方が合意したものとします。

第8条 付則

- ① この規則の改廃は、理事会が行います。
- ② この規則は、2009年4月22日より施行します。